

妊娠されている方、妊娠を計画されている方へ

公益社団法人日本産婦人科医会 会長 木下 勝之
先天異常部会 常務理事 平原 史樹

日本産婦人科医会からの情報提供

「妊婦のジカウイルス感染症（ジカウイルス病）と小頭症等の発生について」

■ジカウイルス感染症（ジカウイルス病）¹⁾：

ジカウイルスに感染した蚊からヒトへ感染し、3-12日の潜伏期をもって、軽度の発熱（38.5度以下の発熱）、頭痛、関節、筋肉痛、斑丘疹等の症状をもって発症する感染症です。症状を伴った場合、ジカウイルス病と診断されます。

日本でも媒介する可能性のある蚊は生息していますが、ヒトでの流行に伴って蚊が媒介する感染症です。現時点では本邦の蚊にはウイルスはいません。

また多くの報告から感染しても、**約80%では症状が認められていない**ことが報告されています。

■妊婦のジカウイルス感染症（ジカウイルス病）と小頭症：

流行地での報告からジカウイルス感染症による小頭症の発症が確認されております。（神経画像検査異常—頭蓋石灰化、脳室拡大など—、内反足、関節拘縮等もあわせ報告されています）

なお、母児感染症の起こる頻度、時期等については現在調査研究が行われていますが、明確な結論はでておりません。

■流行地域²⁾へは渡航をお控えください：

現在妊婦、また妊娠を計画している人の感染地域への渡航は可能な限り控えることが望ましいと考えられます。**流行地域²⁾**への渡航の必要性のある方々には、蚊にさされないような対策をとるとともに、前述の潜伏期を経たのち疑わしい症状のある場合は、速やかに下記の**専門のジカウイルス感染症対応医療機関³⁾**を受診されることをおすすめします。

流行地域²⁾：

中米南米カリブ海地域

東南アジア（タイ、ベトナム、フィリピン）

太平洋諸島（米領サモア、フィジー、ミクロネシア連邦コスラエ州、

マーシャル諸島、ニューカレドニア、パプアニューギニア、サモア、トンガ)
アフリカの一部地域

(流行地域の最新情報は 下記ウェブをご覧ください)

■性行為感染および母子感染のリスクに対して⁴⁾；

下記の各事項が推奨されています

- ・ 流行地滞在中は適正なコンドーム使用か性行為を控える
- ・ 流行地渡航された方（男女）についてはジカウイルス病の症状の有無に関わらず、少なくとも入国後 8 週間（パートナーが妊婦の場合は妊娠期間中）はコンドームを適正に使用するか、性行為を控える

■2016 年 2 月 14 日よりジカウイルス感染症（ジカウイルス病）は感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づく第 4 類感染症に指定され、患者を診断した医師には保健所への届け出が義務づけられています。

■現時点ではジカウイルス感染症の検査の対象となり得る妊婦は、次の①②をともに満たす場合：

①妊婦または胎児の症状として：a または b を満たす場合

- a 妊婦にジカウイルス病を疑う患者(2.3.1. ②診断「ジカウイルス病を疑う患者」* 後の資料を参照)の 1.の症候を認める
- b 胎児に先天性ジカウイルス感染症を疑う所見（小頭症又は頭蓋内石灰化）を認める

②渡航歴または性交渉歴について：a または b を満たす場合

- a 妊娠前 8 週以降または妊娠期間中に流行地域への渡航歴がある（国内発生を疑う場合はあてはめない）
- b 妊娠前 8 週以降または妊娠中に、流行地への渡航歴のある男性（帰国後 8 週間以内、ジカウイルス病の診断の有無にかかわらず）と適切にコンドームを使用していない性交渉歴がある

■参照ウェブ

1) 蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第 3 版 2016 年 7 月 14 日）（国立感染研究所）
（感染症妊婦、胎内感染の疑われる児、新生児への対応が記載されています）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/id/2358-disease-based/sa/zika-fever/6590-zika-medical-g3.html>

2) ジカウイルス感染症の流行地域（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html>

- 3) 全国各地にあるジカウイルス感染症専門医療機関一覧
(日本感染症学会ジカウイルス感染症協力医療機関)

http://www.kansensho.or.jp/mosquito/zika_medical.html

- 4) ジカウイルス感染症のリスクアセスメント (国立感染研究所)
第8版 2016年8月10日更新

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/id/2358-disease-based/sa/zika-fever/6681-zikara-8-160810.html>

- 5) ジカウイルス感染症に関する Q&A について (厚生労働省) 2016年8月10日更新

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109899.html>

(本会からのアナウンス「妊婦のジカウイルス感染症 (ジカ熱感染) と小頭症等の発生について」第4版 (2016年7月19日) 以降、今回の第5版 (2016年8月19日) で更新した部分を下線で示しました。さらに詳細な情報が得られ次第、情報を追加します。また媒介するヒトスジシマカの写真、典型例での発疹の写真は上記のウェブサイトをご参照ください。)

* 2.3.1. ②診断「ジカウイルス病を疑う患者」

次の 1.および 2.を満たすもの (※)

1.下記の症候 a)及び b)を満たす

- a) 発疹又は発熱 (ほとんどの症例で、38.5 度以下)
- b) 下記の (i)~(iii)の症状のうち少なくとも一つ
 - (i) 関節痛
 - (ii) 関節炎
 - (iii) 結膜炎 (非滲出性、充血性)

2.渡航歴：下記の a)又は b)を満たす

a) 流行地域(i.)への渡航歴(ii.)がある

(i.)流行地域

ジカウイルス感染症は、現在、中南米、カリブ地域、アジア太平洋を中心に世界的に拡大傾向にあることから、流行国・地域に関しては、厚生労働省ウェブサイト「ジカウイルス感染症の流行地域について」を参考とする。流行国・地域の周辺の国・地域においても、未確認ながら流行がみられる可能性もあることに留意する。

(ii.)潜伏期間

潜伏期間を考慮し、上記の流行地域から出国後、概ね 12 日以内の発症であることを条件とする

b) 発症前概ね 2~12 日の間に 1.及び 2a)をすべて満たす男性との性交渉歴がある